

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 25 年 3 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	4
漁業センサス（平成25年承認）（農林水産省）	4
3 一般統計調査の承認	10
生鮮野菜価格動向調査（平成25年承認）（農林水産省）	10
介護サービス施設・事業所調査（平成25年承認）（厚生労働省）	12
社会福祉施設等調査（平成25年承認）（厚生労働省）	17
職種別民間給与実態調査（平成25年承認）（人事院）	21
食品循環資源の再生利用等実態調査（平成25年承認）（農林水産省）	25
鉄鋼生産内訳月報（平成25年承認）（経済産業省）	27
船員労働統計母集団調査（平成25年承認）（国土交通省）	29
内航船舶輸送統計母集団調査（平成25年承認）（国土交通省）	30
民間企業における役員報酬（給与）等調査（平成25年承認）（人事院・人事院） ..	31
森林づくり活動についての実態調査（平成25年承認）（林野庁）	33
4 届出統計調査の受理	34
(1) 新規	34
新潟県観光入込客統計調査（平成25年届出）（新潟県）	34
受動喫煙防止対策等実態調査（平成25年届出）（栃木県）	35
茨城県科学技術研究調査（平成25年届出）（茨城県）	37
秋田県観光客数調査（平成25年届出）（秋田県）	38
宿泊客満足度調査（平成25年届出）（三重県）	39
地域資源・生産者情報整備調査（平成25年届出）（三重県）	40
中小企業基本調査（平成25年届出）（愛知県）	41
(2) 変更	42
多様化する就業形態の労働環境実態調査（平成25年届出）（長野県）	42
観光レクリエーション入込客数調査（平成25年届出）（三重県）	44
岩手県生産動態統計調査（平成25年届出）（岩手県）	45
奈良県宿泊統計調査（平成25年届出）（奈良県）	46

(参考) 基幹統計の指定47

[利用上の注意]

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法(昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。)第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法(平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。)により廃止された統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階(平成21年4月1日)で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

○基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
漁業センサス	農林水産省	承認事項の変更 (1)調査事項の主な変更 水産加工品の生産量を把握する区分を21品目から68品目に細分化 (2)調査方法等の変更 ① 会社用、漁業協同組合等用及び共同経営用の3種類の調査票を1種類の調査票(団体経営体用)に統合 ② すべての調査票をOCR(光学式文字読取装置)対応調査票に変更 (3)調査時期の変更 流通加工調査の調査基準日を調査実施年の11月1日現在から調査実施年翌年の1月1日現在に変更	H25.3.19

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

○一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H25. 3. 11	生鮮野菜価格動向調査（平成25年承認）	農林水産大臣
H25. 3. 22	介護サービス施設・事業所調査（平成25年承認）	厚生労働大臣
H25. 3. 22	社会福祉施設等調査（平成25年承認）	厚生労働大臣
H25. 3. 26	職種別民間給与実態調査（平成25年承認）	人事院総裁
H25. 3. 26	食品循環資源の再生利用等実態調査（平成25年承認）	農林水産大臣
H25. 3. 26	鉄鋼生産内訳月報（平成25年承認）	経済産業大臣
H25. 3. 26	船員労働統計母集団調査（平成25年承認）	国土交通大臣
H25. 3. 26	内航船舶輸送統計母集団調査（平成25年承認）	国土交通大臣
H25. 3. 27	民間企業における役員報酬（給与）等調査（平成25年承認）	人事院総裁
H25. 3. 27	森林づくり活動についての実態調査（平成25年承認）	農林水産大臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H25.3.5	新潟県観光入込客統計調査	新潟県知事
H25.3.7	受動喫煙防止対策等実態調査	栃木県知事
H25.3.11	茨城県科学技術研究調査	茨城県知事
H25.3.14	秋田県観光客数調査	秋田県知事
H25.3.18	宿泊客満足度調査	三重県知事
H25.3.22	地域資源・生産者情報整備調査	三重県知事
H25.3.25	中小企業基本調査	愛知県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H25.3.15	多様化する就業形態の労働環境実態調査	長野県知事
H25.3.18	観光レクリエーション入込客数調査	三重県知事
H25.3.21	岩手県生産動態統計調査	岩手県知事
H25.3.21	奈良県宿泊統計調査	奈良県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（変更）について掲載したものである。

○基幹統計調査の承認

【調査名】 漁業センサス（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年3月19日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部センサス統計室

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、漁業センサス（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、我が国の漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 第1次漁業センサスは、農林水産業調査（指定統計第3号）の一環として昭和24年3月1日現在で行われた。第2次漁業センサス（昭和29年1月1日。準備調査と漁業従事者世帯調査は、昭和28年11月1日現在）から指定統計第67号として5年目ごとに行う方針がとられたが、昭和33年には、これに代えて、沿岸漁業臨時調査（指定統計第96号）が行われた。2013年漁業センサスは、すべての調査票をOCR対応調査票に変更された。また、海面漁業調査のうち、団体経営体向けの3つの調査票（会社用、漁業協同組合等用、及び共同経営用）を団体経営体用として統合された。

【調査の構成】 1－漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用） 2－漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用） 3－漁業管理組織調査票 4－海面漁業地域調査票 5－内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用） 6－内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用） 7－内水面漁業地域調査票 8－流通加工調査 魚市場調査票 9－流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：平成26年8月末、詳細：平成26年12月末）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、調査時期の変更（流通加工調査）、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）

【調査対象】 （地域）原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（単位）漁業経営体（属性）漁業経営体（抽出枠）調査実施に先立ち作成する名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）115000（漁業経営体調査票Ⅱを含む）（配布）調査員（取集）調査員（記入）併用（把握時）平成25年11月1日現在（一部の項目については、過去一年間（平成24年11月1日から平成25年10月31日）又は過去5年間（平成20年1月1日から平成2

4年12月31日)の実績) (系統) 農林水産省—都道府県—市区町村—
調査員—報告者

【周期・期日】 (周期) 5年(西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施) (実施期日)
平成25年10月15日～11月20日

【調査事項】 1. 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況、2.
個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状
況

※

【調査票名】 2—漁業経営体調査票Ⅱ(団体経営体用)

【調査対象】 (地域) 原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第
267号)第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村
(単位) 漁業経営体 (属性) 漁業経営体 (抽出枠) 調査実施に先立ち作
成する名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 115000(漁業経営体調査票Ⅰを含む) (配
布) 調査員 (取集) 調査員 (記入) 併用 (把握時) 平成25年11月
1日現在(一部の項目については、過去一年間(平成24年11月1日から
平成25年10月31日)又は過去5年間(平成20年1月1日から平成2
4年12月31日)の実績) (系統) 農林水産省—都道府県—市区町村—
調査員—報告者

【周期・期日】 (周期) 5年(西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施) (実施期日)
平成25年10月15日～11月20日

【調査事項】 1. 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況、2.
個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状
況

※

【調査票名】 3—漁業管理組織調査票

【調査対象】 (地域) 原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第
267号)第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村
(単位) 漁業管理組織 (属性) 漁業管理組織 (抽出枠) 調査実施に先立
ち作成する名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,700 (配布) 調査員 (取集) 調査員
(記入) 併用 (把握時) 平成25年11月1日現在(一部の項目について
は、過去一年間(平成24年11月1日から平成25年10月31日)又は
過去5年間(平成20年1月1日から平成24年12月31日)の実績)
(系統) 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府
県: 農林水産省—地方農政局—調査員—報告者、地方農政局が所在する県で

あつて地域センターが所在する県：農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者、農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、北海道：農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者、沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）（実施期日）平成25年10月15日～11月20日

【調査事項】 1. 漁業管理組織の概要、2. 漁業管理の内容

※

【調査票名】 4－海面漁業地域調査票

【調査対象】 （地域）原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（単位）漁業協同組合（属性）漁業協同組合（抽出枠）調査実施に先立ち作成する名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）1,000（配布）調査員（取集）調査員（記入）併用（把握時）平成25年11月1日現在（一部の項目については、過去一年間（平成24年11月1日から平成25年10月31日）又は過去5年間（平成20年1月1日から平成24年12月31日）の実績）（系統）地方農政局が所在する府県であつて地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、地方農政局が所在する県であつて地域センターが所在する県：農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者、農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、北海道：農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者、沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）（実施期日）平成25年10月15日～11月20日

【調査事項】 1. 生産条件、2. 活性化の取組

※

【調査票名】 5－内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）

【調査対象】 （地域）全国（単位）漁業経営体（属性）漁業経営体（抽出枠）調査実施に先立ち作成する名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）6500（内水面漁業経営体調査票Ⅱを含む）（配布）調査員（取集）調査員（記入）併用（把握時）平成25年1

1月1日現在（一部の項目については、過去一年間（平成24年1月1日から平成25年10月31日）又は過去5年間（平成20年1月1日から平成24年12月31日）の実績）（系統）地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者、農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、北海道：農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者、沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）（実施期日）平成25年10月15日～11月20日

【調査事項】 1. 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の漁業経営の状況、
2. 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

※

【調査票名】 6－内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）

【調査対象】（地域）全国（単位）漁業経営体（属性）漁業経営体（抽出枠）調査実施に先立ち作成する名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）6500（内水面漁業経営体調査票Ⅰを含む）（配布）調査員（収集）調査員（記入）併用（把握時）平成25年1月1日現在（一部の項目については、過去一年間（平成24年1月1日から平成25年10月31日）又は過去5年間（平成20年1月1日から平成24年12月31日）の実績）（系統）地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者、農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、北海道：農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者、沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）（実施期日）平成25年10月15日～11月20日

【調査事項】 1. 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の漁業経営の状況、
2. 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

※

【調査票名】 7－内水面漁業地域調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 内水面組合 (属性) 内水面組合 (抽出枠) 調査実施に先立ち作成する名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 併用 (把握時) 平成25年11月1日現在 (一部の項目については、過去一年間(平成24年11月1日から平成25年10月31日)又は過去5年間(平成20年1月1日から平成24年12月31日)の実績) (系統) 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者、農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、北海道：農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者、沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－(地域センター)－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 5年(西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施) (実施期日) 平成25年10月15日～11月20日

【調査事項】 1. 組合員数、2. 漁業環境、3. 遊漁の状況、4. 活性化の取組、5. その他内水面漁業地域の現況を把握するために必要な事項

※

【調査票名】 8－流通加工調査 魚市場調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 魚市場 (属性) 魚市場 (抽出枠) 調査実施に先立ち作成する名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 900 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 自計 (把握時) 平成26年1月1日現在 (一部の項目については、平成25年11月1日現在又は過去1年間(平成25年1月1日から平成25年12月31日)の実績) (系統) 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者、農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、北海道：農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者、沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－(地域センター)－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成25年12月15日～平成26年1月31日

【調査事項】 1. 魚市場の施設及び取扱高、2. その他魚市場の現況を把握するために必要な事項

※

【調査票名】 9－流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所 (抽出枠) 調査実施に先立ち作成する名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 12,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成26年1月1日現在 (一部の項目については、平成25年11月1日現在又は過去1年間(平成25年1月1日から平成25年12月31日)の実績 (系統) 地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者、農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、北海道：農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者、沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－(地域センター)－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成25年12月15日～平成26年1月31日

【調査事項】 1. 事業内容、2. 従業者数、3. その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

○一般統計調査の承認

○一般統計調査の承認

【調査名】 生鮮野菜価格動向調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年3月11日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目的】 本調査は、小売段階における生鮮野菜の販売区分（国産有機栽培品、国産特別栽培品及び輸入品）別の価格動向及び国産標準品との価格の差異を把握し、国内の野菜生産を振興するための各種施策に必要な資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成15年から四半期ごとに実施されている。平成16年に調査周期を毎月から毎四半期に改めるとともに、職員調査から調査員調査方式へ変更。平成17年には、調査実施地区を7地区（札幌市、仙台市、東京都特別区、名古屋市、大阪市、広島市及び福岡市）から15地区へ変更（さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、京都市、神戸市及び北九州市を追加）。平成20年には公共サービス改革基本方針に基づく市場化テストの対象となったことから、調査手法を調査員調査から民間委託方式に変更。平成24年は、調査の名称を変更するとともに、調査対象品目を23品目に変更（みずな及びこまつなを追加）、また調査実施地域を21地域に変更（相模原市、新潟市、浜松市、堺市、岡山市及び熊本市を追加。）

【調査の構成】 1－生鮮野菜価格動向調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査票の提出期限の翌月末日（4月、7月、10月及び1月のそれぞれ末日）までの各四半期ごと、詳細：年間の結果を調査実施翌年の4月末日）

【備考】 今回の変更は、調査の名称を変更するとともに、調査対象品目を23品目に変更（みずな及びこまつなを追加）、また調査実施地域を21地域に変更（相模原市、新潟市、浜松市、堺市、岡山市及び熊本市を追加。）

※

【調査票名】 1－生鮮野菜価格動向調査 調査票

【調査対象】 （地域）札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市及び熊本市（単位）事業所（属性）1. 生鮮野菜を取り扱っているセルフサービス店を営む以下の事業所のうち、POSシステムを導入している事業所（1）百貨店・総合スーパー（日本標準産業分類に掲げる小分類561－百貨店・総合スーパー）、（2）各種食料品小売業（日本標準産業分類に掲げる小分類581－各種食料品小売業）で従業者10人以上、（3）野菜・果実小売業（日本標準産業分類に掲げる小分類582－野菜・果実小売業）で従業者5人以上、2. 「生

鮮野菜価格動向調査において報告を求める事項」に定める品目について以下の要件を満たす事業所（１）調査の前年の１年間において、いずれかの１品目以上で国産標準品を国産有機栽培品又は国産特別栽培品を取り扱っていること、（２）調査の前年１年間において、いずれかの１品目以上で、国産標準品と輸入品を取り扱っていること。（抽出枠）平成２４年経済センサスー活動調査結果名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）１１６（配布）郵送・調査員・オンライン・ファクシミリ（取集）郵送・調査員・オンライン・ファクシミリ（記入）自計（把握時）毎月１２日を含む週の木曜日（当日が調査対象の事業所が定休日である場合は翌日）ただし、品目ごとにこの日が特売日である場合は、１２日を含む週のうち、以下のいずれかを調査対象日とする。１．特売品目のみを、その品目が平常の価格である日、２．全品目が平常の価格の日がある場合は、当該日（系統）農林水産省－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）四半期（実施期日）３月末、６月末、９月末及び１２月末（毎月のデータを四半期ごとに記入）

【調査事項】生鮮野菜２３品目の各販売区分及び国産標準品の１キログラム当たりの価格。

【調査名】 介護サービス施設・事業所調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年3月22日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室

【目的】 本調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、統計報告調整法に基づく統計報告の徴集として、平成12年から毎年実施されている。平成24年度には、地方公共団体を報告者とする施設基本票及び事業所基本票が追加された。

【調査の構成】 1－介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票 2－介護老人保健施設票 3－介護療養型医療施設票 4－訪問看護ステーション票 5－居宅サービス事業所（福祉関係）票 6－地域密着型サービス事業所票 7－居宅サービス事業所（医療関係）票 8－施設基本票 9－事業所基本票 10－介護保険施設利用者一覧票 11－介護保険施設利用者個票 12－訪問介護ステーション利用者一覧票 13－訪問介護ステーション利用者個票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年翌年の9月下旬）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更及び詳細票1～7及び10～13の調査実施期間の延長。

※

【調査票名】 1－介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）7,500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在、9月中の実績等） （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 開設主体及び経営主体、2. 居室の状況、3. 居住費の状況、4. 施設サービスの状況、5. 従事者数等

※

【調査票名】 2－介護老人保健施設票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）介護老人保健施設

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）4,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在、9月中の実績等） （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 開設主体、2. 療養室の状況、3. 居住費の状況、4. 施設サービスの状況、5. 従事者数等

※

【調査票名】 3－介護療養型医療施設票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 介護療養型医療施設

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,800 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年10月1日現在 (項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 開設主体、2. 病室の状況、3. 居住費の状況、4. 施設サービスの状況、5. 従事者数等

※

【調査票名】 4－訪問看護ステーション票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 訪問看護ステーション (介護予防を含む。)

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 6,800 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年10月1日現在 (項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. サービスの種類・事業所番号、2. 開設主体、3. 加算等の届出の状況、4. 9月中のサービスの提供状況、5. 9月中の利用者、6. 従事者数等

※

【調査票名】 5－居宅サービス事業所(福祉関係)票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 通所介護事業所(介護予防を含む。)、短期入所生活介護事業所(介護予防を含む。)、特定施設入居者生活介護事業所(介護予防を含む。)、訪問介護事業所(介護予防を含む。)、訪問入浴介護事業所(介護予防を含む。)、福祉用具貸与事業所(介護予防を含む。)、特定福祉用具販売事業所(介護予防を含む。)、介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 87,000 (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年10月1日現在 (項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. サービスの種類・事業所番号、2. 経営主体、3. サービスの提供状況、4. 従事者数等

※

【調査票名】 6－地域密着型サービス事業所票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 認知症対応型通所介護事業所 (介護予防を含む。)、認知症対応型共同生活介護事業所 (介護予防を含む。)、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所 (介護予防を含む。)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、複合型サービス事業所

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 19,300 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年10月1日現在 (項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. サービスの種類・事業所番号、2. 経営主体、3. サービスの提供状況、4. 従事者数等

※

【調査票名】 7－居宅サービス事業所 (医療関係) 票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 短期入所療養介護事業所 (介護予防を含む。)、通所リハビリテーション事業所 (介護予防を含む。)

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 8,300 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年10月1日現在 (項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 開設主体、2. サービスの状況、3. サービスの提供状況、4. 従事者数等

※

【調査票名】 8－施設基本票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 地方公共団体 (属性) 都道府県

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 47 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年10月1日現在 (系統) 厚生労働省－都道府県

【周期・期日】 (周期) 毎年8月下旬～10月上旬 (実施期日)

【調査事項】 1. 法人名、2. 施設名、3. 所在地、4. 活動状況、5. 介護保険施設の定員等

※

【調査票名】 9－事業所基本票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 地方公共団体 (属性) 都道府県

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 47 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン

ン（記入）自計（把握時）毎年10月1日現在（系統）厚生労働省—都道府県

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年8月下旬～10月上旬

【調査事項】 1. 法人名、2. 事業所名、3. 所在地、4. 活動状況等

※

【調査票名】 10—介護保険施設利用者一覧票

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,700/13,300（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在、9月中の実績等）（系統）厚生労働省—民間事業者—報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月、3. 要介護度

※

【調査票名】 11—介護保険施設利用者個票

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,700/13,300（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在、9月中の実績等）（系統）厚生労働省—民間事業者—報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月、3. 要介護度、4. 主傷病名、5. 日常生活自立度、6. 利用料、7. 医療処置等の状況等

※

【調査票名】 12—訪問介護ステーション利用者一覧票

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）訪問介護ステーション

【調査方法】（選定）（客体数）1,700/6,800（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在、9月中の実績等）（系統）厚生労働省—民間事業者—報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月、3. 要介護（支援）度等

※

【調査票名】 13—訪問介護ステーション利用者個票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 訪問介護ステーション

【調査方法】 (選定) (客体数) 1,700/6,800 (配布) 郵送 (収集)
郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年10月1日現在 (項目に
よって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統) 厚生労働省－民間事業
者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 性別、2. 出生年月、3. 要介護(支援)度、4. 主傷病名、5. 日
常生活自立度、6. 利用料、7. 訪問介護等の状況等

【調査名】 社会福祉施設等調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年3月22日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課社会統計室

【目的】 本調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、統計報告調整法に基づく統計報告の徴集として、昭和31年に開始された。昭和60年には、精密調査（3年周期）と簡易調査（中間年）に区分された。平成24年度には、地方公共団体を報告者とする施設基本票及び事業所基本票が追加された。

【調査の構成】 1－施設基本票 2－事業所基本票 3－保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票 4－障害者支援施設等調査票 5－児童福祉施設等調査票 6－保育所調査票 7－障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年翌年の9月下旬）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更及び調査の実施期間の延長。

※

【調査票名】 1－施設基本票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県、指定都市及び中核市

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）109 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在又は9月中の実績）（系統）厚生労働省－報告者（都道府県・指定都市・中核市）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）8月下旬～10月上旬

【調査事項】 1. 施設の種類、2. 施設名、3. 所在地、4. 設置主体・経営主体、5. 定員 等

※

【調査票名】 2－事業所基本票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県、指定都市及び中核市

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）109 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在又は9月中の実績）（系統）厚生労働省－報告者（都道府県・指定都市・中核市）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）8月下旬～10月上旬

【調査事項】 1. 事業の種類・事業所番号、2. 経営主体 等

※

【調査票名】 3－保護施設・老人福祉施設・身体障害者社会参加支援施設等調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)による老人福祉施設、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者社会参加支援施設、売春防止法(昭和31年法律第118号)による婦人保護施設、その他の社会福祉施設等(授産施設、有料老人ホーム等)

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 18,480 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在又は9月中の実績) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 活動状況、2. 年齢階級別在所者数、3. 在所者数、4. 入居前の居住地別在所者数(精密調査のみ)、5. 障害区分・等級別身体障害者手帳所持在所者数(精密調査のみ)、6. 身体障害者手帳と療育手帳同時所持在所者数(精密調査のみ)、7. 障害程度別療育手帳所持在所者数、8. 主な退所理由・在所期間別退所者数、9. 職種・常勤－非常勤別従事者数(男女別は精密調査のみ)、10. 経験年数・職種別常勤従事者数(精密調査のみ)、11. 介護福祉士養成校からの実習生受入れ状況(精密調査のみ)、12. 社会福祉士養成校からの実習生受入れ状況(精密調査のみ)、13. 福祉俸給表に準じた給与体系の導入状況(精密調査のみ)、14. 苦情解決のための取組状況

※

【調査票名】 4－障害者支援施設等調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 保健・医療施設 (属性) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による障害者支援施設等

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 7,980 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在又は9月中の実績) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 活動状況、2. 年齢階級別在所者数、3. 在所者数、4. 入居前の居住地別在所者数(精密調査のみ)、5. 障害区分・等級別身体障害者手帳所持在所者数(精密調査のみ)、6. 障害程度別療育手帳所持在所者数(精密調査のみ)、7. 身体障害者手帳と療育手帳同時所持在所者数(精密調査のみ)、8. 障害程度区分別の在所者数(精密調査のみ)、9. 過去1年間の退所理由・退所後の住居別退所者数、10. 9月30日現在における入所期間

別入所者数、11. 職種・常勤－非常勤別従事者数（男女別は精密調査のみ）、12. 1週間の実労働時間・職種別常勤従事者数（精密調査のみ）、13. 経験年数・職種別常勤従事者数（精密調査のみ）、14. 年齢・職種別常勤従事者数（精密調査のみ）、15. 介護福祉士養成校からの実習生受入れ状況（精密調査のみ）、16. 社会福祉士養成校からの実習生受入れ状況（精密調査のみ）、17. 精神保健福祉養成校からの実習生受入れ状況（精密調査のみ）、18. 福祉俸給表に準じた給与体系の導入状況（精密調査のみ）、19. 施設内における医療処置実施の有無（精密調査のみ）、20. 苦情解決のための取組状況、21. 地域活動支援センターの9月中の「利用実人員」「利用延人数」、22. 障害者支援施設の指定昼間実施サービスの有無・種類・事業所番号、サービスの種類別利用状況

※

【調査票名】 5－児童福祉施設等調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）保健・医療施設 （属性）児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童福祉施設（保育所を除く。）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子福祉施設

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）10,800 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 活動状況、2. 年齢階級別在所者数、3. 在所者数、4. 入居前の居住地別在所者数（精密調査のみ）、5. 障害区分・等級別身体障害者手帳所持在所者数（精密調査のみ）、6. 障害程度別療育手帳所持在所者数（精密調査のみ）、7. 身体障害者手帳と療育手帳同時所持在所者数（精密調査のみ）、8. 主な退所理由・在所期間別退所者数、9. 職種・常勤－非常勤別従事者数（男女別は精密調査のみ）、10. 経験年数・職種別常勤従事者数（精密調査のみ）、11. 介護福祉士養成校からの実習生受入れ状況（精密調査のみ）、12. 社会福祉士養成校からの実習生受入れ状況（精密調査のみ）、13. 福祉俸給表に準じた給与体系の導入状況（精密調査のみ）、14. 苦情解決のための取組状況

※

【調査票名】 6－保育所調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）保育所、へき地保育所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）25,050 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 活動状況、2. 分園の有無・分園数、3. 定員、4. 開所時間、5. 年齢階級別在所児数、6. 在所児数、7. 苦情解決のための取組状況(精密調査のみ)、8. 建物の状況(精密調査のみ)、9. 職種・常勤－非常勤別従事者数(男女別は精密調査のみ)、10. 過去1年間の保育士の採用－退職者数、11. 経験年数・職種別常勤従事者数(精密調査のみ)、12. 福祉俸給表に準じた給与体系の導入状況(精密調査のみ)

※

【調査票名】 7－障害福祉サービス等・障害児通所支援等事業所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等事業所、児童福祉法による障害児通所支援等事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)63,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在又は9月中の実績) (系統)厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)9月下旬～12月上旬

【調査事項】 1. 事業の種類・事業所番号、2. サービスの提供状況、3. サービスの従事者数等

【調査名】 職種別民間給与実態調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年3月26日

【実施機関】 人事院事務総局給与局給与第一課

【目的】 本調査は、適正な公務員給与の検討を行うための基礎資料として、公務と共通する職務に従事する民間事業所の従業員に係る給与の実態を把握することを目的とする。

【沿革】 昭和23年7月に第1回が行われ、毎年1回（昭和25年のみ2回）実施されている。昭和39年までは事業所規模50人以上を調査対象としていたが、経済成長による民間企業の規模構成の変化等に応じ、昭和40年以降は、事業所規模50人以上かつ企業規模100人以上を対象に調査している。その後、平成18年以降は企業規模を従業員50人以上に引き下げて調査を実施している。なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1－初任給調査票 2－事業所票（1） 3－事業所票（2） 4－個人票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：毎年8月、詳細：毎年10月）

【備考】 今回の変更は、客体数の変更及び事業所票（2）における調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－初任給調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の1及び2に掲げる条件をいずれも満たす事業所。1. 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。（1）政府機関及びその関係機関、（2）地方公共団体及びその関係機関、（3）大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、（4）企業組合等、2. 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業（中分類の「郵便局に分類されるものを除く。）」、「サービス業（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）12,500／56,500 （配布）職員 （収集）職員 （記入）他計 （把握時）調査実施年4月分の最終給

与締切日現在（給与・賞与・手当については、4月遡及改定を含む。）（系統）人事院－人事院地方事務局（所）及び都道府県・市・特別区人事委員会－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年5月1日～6月中旬

【調査事項】 1. 本年の採用状況、2. 職種別・学歴別の採用者数及び初任給月額

※

【調査票名】 2－事業所票（1）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の1及び2に掲げる条件をいずれも満たす事業所。1. 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。（1）政府機関及びその関係機関、（2）地方公共団体及びその関係機関、（3）大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、（4）企業組合等、2. 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業（中分類の「郵便局に分類されるものを除く。）」、「サービス業（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）12,500/56,500（配布）職員（取集）職員（記入）他計（把握時）調査実施年4月分の最終給与締切日現在（給与・賞与・手当については、4月遡及改定を含む。）（系統）人事院－人事院地方事務局（所）及び都道府県・市・特別区人事委員会－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年5月1日～6月中旬

【調査事項】 1. 事業所名、2. 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額（調査の前年8月から調査実施年の7月までの状況）、3. 「2」の該当月及び調査実施年4月の決まって支給する給与の支給従業員数及び支給総額

※

【調査票名】 3－事業所票（2）

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所（属性）毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の1及び2に掲げる条件をいずれも満たす事業所。1. 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。（1）政府機関及びその関係機

関、(2) 地方公共団体及びその関係機関、(3) 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、(4) 企業組合等、2. 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業（中分類の「郵便局に分類されるものを除く。」）、「サービス業（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 12, 500 / 56, 500 (配布) 職員 (収集) 職員 (記入) 他計 (把握時) 調査実施年4月分の最終給与締切日現在 (給与・賞与・手当については、4月遡及改定を含む。) (系統) 人事院－人事院地方事務局 (所) 及び都道府県・市・特別区人事委員会－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年5月1日～6月中旬

【調査事項】 1. 本年の給与改定及び賞与の支給状況等、2. 家族手当の支給状況、3. 住宅手当の支給状況、4. 時間外労働の割増賃金率の状況、5. 雇用調整の状況、6. 定年退職後の継続雇用制度等の状況

※

【調査票名】 4－個人票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 毎年4月分の最終給与締切日現在において、次の1及び2に掲げる条件をいずれも満たす事業所。1. 企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上の事業所。ただし、次の経営形態のものを除く。(1) 政府機関及びその関係機関、(2) 地方公共団体及びその関係機関、(3) 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関、(4) 企業組合等、2. 日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業（中分類の「郵便局に分類されるものを除く。」）、「サービス業（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査対象事業所管理名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 12, 500 / 56, 500 (配布)

職員（収集）職員（記入）他計（把握時）調査実施年4月分の最終給与締切日現在（給与・賞与・手当については、4月遡及改定を含む。）（系統）人事院－人事院地方事務局（所）及び都道府県・市・特別区人事委員会－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年5月1日～6月中旬

【調査事項】個々の従業員（当項目に限り、定年退職し、新たな雇用契約により同一企業に勤務する者を含む。）に係る以下の事項。1. 年齢、学歴、性、2. 決まって支給する給与総額、3. 時間外手当額、4. 通勤手当額

【調査名】 食品循環資源の再生利用等実態調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年3月26日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目的】 本調査は、食品産業における食品廃棄物等の年間総発生量、再生利用等の状況を明らかにし、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「法」という。）に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（平成19年11月30日公表）に定められた具体的な再生利用等の実施率の目標値（平成24年度までに食品製造業85%、食品卸売業70%、食品小売業45%、外食産業40%に向上させる。）の達成状況を把握し、法に基づく施策を推進するための資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査の前身である食品ロス統計調査は、食品ロスの抑制を図る観点から、食品廃棄物の実態を把握することを目的として開始されたものであり、調査開始当初の平成12年度では、（1）世帯調査、（2）外食産業調査、（3）食品小売業調査、（4）食品卸売業調査及び（5）食品製造業調査の調査で構成されていた。平成12年6月に食品廃棄物の減量化・再生利用等の促進を目的とする「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成12年法律第116号。同法の施行は13年4月。以下「法」という。）が制定され、農林水産省は、法に基づき、それまでの食品廃棄物の減量化のみならず再生利用の推進にも取り組むこととなったため、翌13年度に、食品産業における食品廃棄物の再生利用の促進を図る観点から、食品産業における食品廃棄物の廃棄状況及び再生利用の状況の把握を目的とした本調査を創設した。本調査は、調査事項の一部に食品廃棄物の廃棄状況が含まれている点で、上記（2）～（5）の調査と関連していることから、これまでの食品ロス統計調査を構成する調査の一つと位置付けられた。また、本調査の実施に当たり、食品産業における食品廃棄物の廃棄状況のみを把握することを目的とした（2）～（5）の調査については、暫定的に休止とされた。その後、農林水産省の食料関係施策において、食品廃棄物について、その抑制・減量化以上に再生利用が重視されるようになったこと等を背景として、（1）及び（2）の調査は平成22年度以降不定期実施に、また、（3）～（5）は17年度に廃止された。しかし、本調査は、食品ロス統計調査の調査体系の中に組み込まれてはいるものの、目的や調査内容が異なっており、また、結果公表に際して、「食品循環資源の再生利用等実態調査」という名称が使用され、食品ロス統計調査という調査名は使用されておらず、独立した扱いとなっていることから、平成23年度調査において、食品ロス統計調査から独立した形にすることとした。なお、本調査については、平成19年の法の改正により設けられた定期報告制度（同法第9条第1項。食品廃棄物等の年間発生量が100トン以上の企業が対象）の開始後も毎年実施されてきた。これについて、定期報告制度とは別に統計調査

を実施する必要性について疑問があるため、前回承認時において、今後の課題として、本調査の今後の在り方について、速やかな見直しを求めたところであり、今回調査の実施において、平成24年度における統計調査実施の見送り等の対応が示されたことから、調査の周期を1回限りとして実施するものである。

【調査の構成】 1－食品循環資源の再生利用等実態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（平成26年3月）

※

【調査票名】 1－食品循環資源の再生利用等実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する事業所（ただし、法第9条第1項に基づく「定期報告」を行った企業に属する事業所を除く。）「畜産食料品製造業」、「水産食料品製造業」、「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業」、「調味料製造業」、「糖類製造業」、「精穀・製粉業」、「パン・菓子製造業」、「動植物油脂製造業」、「その他の食料品製造業」、「清涼飲料製造業」、「酒類製造業」、「茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）」、「沿海旅客海運業」、「内陸水運業」、「農畜産物・水産物卸売業」、「食料・飲料卸売業」、「各種食料品小売業」、「野菜・果実小売業」、「食肉小売業」、「鮮魚小売業」、「酒小売業」、「菓子・パン小売業」、「その他の飲食料品小売業」、「宿泊業」（「管理，補助的経済活動を行う事業所」及び「その他の宿泊業」を除く。）、「飲食店」、「持ち帰り・配達飲食サービス業」、「結婚式場業」（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）9,722/1,200,000（配布）郵送（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成24年度（平成24年4月1日～25年3月31日まで）の1年間（系統）調査票の配布：農林水産省－報告者、調査票の回収：報告者－地域センター等－農林水産省

【周期・期日】 （周期）一回限り（実施期日）平成25年6月～7月上旬

【調査事項】 1. 食品廃棄物等の発生状況、2. 事業活動に伴う製造数量、製造量、売上高、原料量又は客数、3. 食品廃棄物等の年間総発生量、4. 再生利用の実施量、5. 熱回収の実施量、6. 減量の実施量、7. 廃棄物としての処分量

【調査名】 鉄鋼生産内訳月報（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年3月26日

【実施機関】 経済産業省製造産業局鉄鋼課

【目的】 本調査は、普通鋼鋼材の外販別生産および鋼管の製法別・用途別生産を把握して、適切なる行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、「1. 鉄鋼生産内訳月報（特殊鋼鋼材販売・在庫、普通鋼鋼材生産内訳、鋼管生産内訳）」、「2. 鉄鋼生産内訳月報（鍛鋼品・鋳鋼品）」の2調査票から構成されており、いずれも昭和37年に、経済産業省生産動態統計調査（指定統計第11号を作成するための調査）の簡素、合理化措置により分離して実施されているものである。平成25年に調査票に、「1. 鉄鋼生産内訳月報（特殊鋼鋼材販売・在庫、普通鋼鋼材生産内訳、鋼管生産内訳）」の簡素、合理化措置により、「特殊鋼鋼材販売・在庫」を調査対象から分離し、調査票「1. 鉄鋼生産内訳月報（普通鋼鋼材生産内訳、鋼管生産内訳）」に変更された。

【調査の構成】 1－普通鋼鋼材生産内訳、鋼管生産内訳

【公表】 インターネット（月報：翌月中旬、年報：翌年6月）

【備考】 今回の変更は、調査名称の変更・調査目的・調査対象の範囲（属性的範囲）から、「特殊鋼鋼材販売・在庫」を除外した。

※

【調査票名】 1－鉄鋼生産内訳月報（普通鋼鋼材生産内訳、鋼管生産内訳）調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）普通鋼鋼材（再生鋼材を除く）及び鋼管を生産している事業所 （抽出枠）経済産業省生産動態統計調査調査対象名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）230 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月12日

【調査事項】 1. 鋼管生産内訳（製法別、用途別） 2. 普通鋼外販用鋼材生産内訳（鋼種別、外販、委託分・受託分別）

※

【調査票名】 2－鉄鋼生産内訳月報（鍛鋼品・鋳鋼品）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）鍛鋼品、鋳鋼品を生産する事業所 （抽出枠）日本鋳鍛鋼会が作成する調査対象事業所一覧

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）90 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）経済産業省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (平成 2 5 年 1 月調査以降) (実施期日) 翌月 1 2 日

【調査事項】 1. 事業所名、所在地等、2. 機種別、鉄鋼別生産内訳、3. 内需・輸出
別生産内訳

【調査名】 船員労働統計母集団調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年3月26日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策課

【目的】 本調査は、現在実施している船員労働統計調査（基幹統計調査）の標本設計を見直し、調査の統計精度の一層の向上を図ることを目的とする。

【沿革】 昭和28年調査開始

【調査の構成】 1－船員労働統計母集団調査 調査票

【公表】 インターネット（平成26年4月）

【備考】 今回の変更は、1回限りから5年周期に変更及び調査結果の公表

※

【調査票名】 1－船員労働統計母集団調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員のうち総トン数20トン以上の一般船舶（船舶所有者と同一の家族に属する者のみを使用する船舶、漁船、引船、はしけ、官公署船及び特殊な構造をした船舶（起重機船、作業船等）を除く。）に乗り組む船員（船員労働統計調査（基幹統計調査）平成25年6月分調査における指定船舶に乗り組む船員を除く。）を対象とする。（抽出枠）事業者台帳（船員法第111条に基づく事業報告）

【調査方法】 （選定）全国 （客体数）2,500 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成25年6月（6月の給与支払期日現在。報酬については、平成25年6月分の実績）（系統）国土交通省（本省）－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年5月31日～8月31日

【調査事項】 1. 総トン数、2. 航行区域（遠洋、近海、沿海、平水）、3. 就航形態（内航、外航）、4. 用途（旅客船、貨物船、RORO船、専用船、油送船、自動車航送船（フェリー）、液化ガス・タンカー、ケミカル・タンカー）以下、当該船舶に乗り組む全船員、女子船員及び外国人船員を対象に、部門別（船長、甲板部職員、機関部職員、運航士、無線部職員、事務部その他職員、甲板部部員、機関部部員、船舶技士、事務部その他部員）に報告を求め、5. 船員数（当該船舶に乗り組んでいる船長、職員及び部員数）、6. 報酬（平成25年6月に支払われた報酬）、「平成25年6月に支払われた報酬」とは給料、家族手当、船長・機関長手当、機関長手当、機関部手当、油送船手当、割増手当、夜間割増、作業手当、乗船手当、欠員手当、衛生管理手当、危険品輸送慰労金等協約、就業規則によって支給されるもので、特別に支払われた給与、航海日当は除く。

【調査名】 内航船舶輸送統計母集団調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年3月26日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策課

【目的】 本調査は、現在実施している内航船舶輸送統計調査（基幹統計調査）の標本設計を見直し、調査の統計精度の一層の向上を図ることを目的とする。

【沿革】 昭和37年調査開始

【調査の構成】 1－内航船舶輸送統計母集団調査 調査票

【公表】 インターネット（平成26年8月）

【備考】 今回の変更は調査事項の追加、1回限りから5年周期に変更、調査結果の公表

※

【調査票名】 1－内航船舶輸送統計母集団調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項に規定する内航運送をする事業を営む者であって総トン数20トン以上の船舶により貨物を運送する者（内航船舶輸送統計調査（基幹統計調査）の調査対象者を除く。）を対象とする。（抽出枠）事業者台帳（内航海運法第3条に基づく登録及び届出情報）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）600 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成25年10月末現在、平成25年10月の実績及び前年度（平成24年4月～平成25年3月）の実績 （系統）国土交通省（本省）－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成25年9月30日～11月30日

【調査事項】 1. 船舶の総トン数、載貨重量トン数及び用途（自動車専用船、セメント専用船、石灰石専用船、石炭専用船、コンテナ専用船、RORO船、その他の貨物船、油送船、プッシャーバージ又は台船）、2. 月間燃料消費量（A重油、B重油、C重油）、3. 月間航海距離、4. 調査月に輸送した貨物の品名、5. 月間総輸送量及び単位、6. 前年1年間の燃料消費量（A重油、B重油、C重油）7. 前年1年間の航海距離、8. 前年1年間の輸送した貨物の品名、9. 前年1年間の総輸送量及び単位、10. 現在の稼働状況について

【調査名】 民間企業における役員報酬（給与）等調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年3月27日

【実施機関】 人事院事務総局給与局給与第一課、人事院事務総局給与局給与第二課

【目的】 本調査は、国家公務員指定職俸給表の適用を受ける職員の給与を総合的に検討するための資料を得ること及び役員退職慰労会の支払い状況を把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和35年から開始された。なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1－調査票1（役員報酬（給与）調査） 2－調査票2（役員の退職慰労金調査）

【公表】

【備考】 今回の変更は、客体数の変更及び調査票1における調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－調査票1（役員報酬（給与）調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）企業規模500人以上の企業の本社であって、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。（医療法人・学校法人等を除く。）「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業（中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）」、「サービス業（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査で作成している母集団名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,500/4,000 （配布）郵送・職員 （取集）郵送・職員 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年1年間 （系統）人事院一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月上旬～6月末日

【調査事項】 1. 企業の名称、常勤従業員数、常勤の取締役数、産業大分類及び所在地域、2. 調査実施の前年（以下「前年」という。）における役名別年間報酬総額（賞与等を含む。）及び人数、3. 前年における給与等の改定状況等（1）前年1月～12月までの間の報酬（給与）月額の変動状況、（2）報酬（給与）月額のカット状況、（3）前年の年間賞与の支給状況、4. 調査実施年における給与等の改定状況等（1）調査実施年1月以降の報酬（給与）月額の変動状況及びカット状況（予定を含む。）、（2）調査実施年の年間賞与の

支給予定、5. 前年の年間賞与額、前年12月分の報酬（給与）月額等、6. 役員退職慰労金の報酬繰入れ状況、7. 執行役員の契約関係等

※

【調査票名】 2-調査票2（役員の退職慰労金調査）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）企業規模500人以上の企業の本社であって、日本標準産業分類の次の大分類に該当するもの。（医療法人・学校法人等を除く。）「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業（中分類の「郵便局」に分類されるものを除く。）」、「サービス業（中分類の「宗教」及び「外国公務」に分類されるものを除く。）」（抽出枠）職種別民間給与実態調査で作成している母集団名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,500/4,000 （配布）郵送・職員 （収集）郵送・職員 （記入）自計 （把握時）平成22年及び23年の2年間 （系統）人事院-報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成24年5月上旬～6月末日

【調査事項】 1. 企業の名称、常勤従業員数、産業大分類及び所在地域、2. 退職慰労金制度及び退職役員の状況、3. 役名別退職慰労金支給額及び退職時の報酬月額、4. 役員としての在任期間及び退職年月、5. 退職慰労金の支給方法及び支給基準

【調査名】 森林づくり活動についての実態調査（平成25年承認）

【承認年月日】 平成25年3月27日

【実施機関】 林野庁森林整備部研究・保全課

【目的】 本調査は、森林づくり活動を非営利かつ自発的に行っている団体の実態を把握し、国民参加の森林づくりの推進のための基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成9年度に調査を開始した。平成25年に、調査名が「森林づくり活動アンケート調査」から「森林づくり活動についての実態調査」へ変更された。

【調査の構成】 1－森林づくり活動についての実態調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の10月末）

【備考】 今回の変更は、調査名、調査事項の変更等。

※

【調査票名】 1－森林づくり活動についての実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）その他 （属性）森林づくり活動を非営利かつ自発的に行っている団体 （抽出枠）森林づくり活動を非営利かつ自発的に行っている団体に係る都道府県作成名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）980／3,060 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の1月1日現在。ただし、年間に係わる情報を把握する事項については、調査実施年の前年の1年1月から12月31日までの1年間。 （系統）林野庁－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）調査票の配布：調査実施年の3月中旬、調査票の回収：調査実施年の5月中旬

【調査事項】 1. 団体の概要（所在地、組織形態、会員数、会員の年齢層・構成等、スタッフの数、活動資金、活動経費）、2. 団体の活動（活動の目的・内容、参加者数、活動日数、森林整備・保全実施面積、計画の樹立状況）、3. 団体の活動場所（活動場所の所有者、所有者との取り決め内容）、4. 団体の活動における課題等

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 新潟県観光入込客統計調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年3月5日

【実施機関】 新潟県産業労働観光部観光局交流企画課

【目的】 本調査は、新潟県内観光地を訪れる観光客の入り込み数を把握し、観光施策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1－【入込客数調査票】 2－【パラメータ調査票】

※

【調査票名】 1－【入込客数調査票】

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位) (属性)前年の観光入込客数が年間1万人以上の観光地点の管理者及び、特定月に5千人以上の観光入込客数のある行事イベントの実施者等 (抽出枠)県で作成した観光地点名簿

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)960 (配布)オンライン・その他(電話・ファクシミリ) (収集)オンライン・その他(電話・ファクシミリ) (記入)他計 (把握時)四半期ごとの月別実績 (系統)新潟県一市町村一報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)四半期最終月の翌月の最終日

【調査事項】 1. 観光地点及び行祭事・イベント別の月別観光入込客数

※

【調査票名】 2－【パラメータ調査票】

【調査対象】 (地域)新潟県全域 (単位)個人 (属性)観光地点等を訪れた観光客 (抽出枠)県で作成した観光地点名簿から選定した10地点の観光地点等を訪れる観光客

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)500/270,000 (配布)調査員 (収集)調査員 (記入)他計 (把握時)四半期ごとの休日の1日 (系統)新潟県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)四半期毎の休日1日

【調査事項】 1. 居住地、2. 性別、3. 年齢、4. 宿泊地、5. 宿泊日数、6. 旅行の目的、7. 同行者、8. 訪問回数、9. 移動経路、10. 移動手段、11. 旅行費用

【調査名】 受動喫煙防止対策等実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年3月7日

【実施機関】 栃木県保健福祉部健康増進課

【目的】 本調査は、一般県民の受動喫煙防止対策等に関する意識調査と、飲食店等の事業所に対する受動喫煙防止対策・がん対策の現状や、今後の方針・対策を進める上での課題等に関する実態調査を行うことで、栃木県の喫煙対策・がん対策の推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－受動喫煙に関するアンケート調査 A調査票 2－受動喫煙に関するアンケート調査 B調査票（県民世論） 3－受動喫煙防止対策等実態調査 C調査票（事業所） 4－受動喫煙防止対策等実態調査 D調査票（飲食店） 5－受動喫煙防止対策等実態調査 E調査票（宿泊施設）

※

【調査票名】 1－受動喫煙に関するアンケート調査 A調査票

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）個人 （属性）大型商業施設等を利用している一般県民 （抽出枠）大型商業施設等を利用している一般県民

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200 （配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成25年2月9日～2月10日（系統）栃木県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り（実施期日）平成25年2月9日～3月20日

【調査事項】 禁分煙による利用店舗選別の実態等

※

【調査票名】 2－受動喫煙に関するアンケート調査 B調査票（県民世論）

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）個人 （属性）エヌ・ティ・ティのハローページに記載された県民（抽出枠）エヌ・ティ・ティのハローページ

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,000/375,679（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年2月15日～2月28日（系統）栃木県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り（実施期日）平成25年2月9日～3月20日

【調査事項】 禁分煙による利用店舗選別の実態等

※

【調査票名】 3－受動喫煙防止対策等実態調査 C調査票（事業所）

【調査対象】 （地域）栃木県全域（単位）事業所（属性）エヌ・ティ・ティのタウンページに記載された県内事業所（抽出枠）エヌ・ティ・ティのタウンページ

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000/201,042（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年2月15日～2

月 28 日 (系統) 栃木県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成 25 年 2 月 9 日～3 月 20 日

【調査事項】 受動喫煙防止対策の実施状況等

※

【調査票名】 4－受動喫煙防止対策等実態調査 D調査票 (飲食店)

【調査対象】 (地域) 栃木県全域 (単位) 事業所 (属性) エヌ・ティ・ティのタウンページに記載された飲食店 (抽出枠) エヌ・ティ・ティのタウンページ

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,000/17,817 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成 25 年 2 月 15 日～2 月 28 日 (系統) 栃木県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成 25 年 2 月 9 日～3 月 20 日

【調査事項】 受動喫煙防止対策の実施状況等

※

【調査票名】 5－受動喫煙防止対策等実態調査 E調査票 (宿泊施設)

【調査対象】 (地域) 栃木県全域 (単位) 事業所 (属性) エヌ・ティ・ティのタウンページに記載された宿泊施設 (抽出枠) エヌ・ティ・ティのタウンページ

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 250/4,874 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成 25 年 2 月 15 日～2 月 28 日 (系統) 栃木県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成 25 年 2 月 9 日～3 月 20 日

【調査事項】 受動喫煙防止対策の実施状況等

【調査名】 茨城県科学技術研究調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年3月11日

【実施機関】 茨城県企画部統計課

【目的】 本調査は、茨城県における科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－茨城県科学技術研究調査 調査票

※

【調査票名】 1－茨城県科学技術研究調査 調査票

【調査対象】 （地域）茨城県全域 （単位）事業所 （属性）1．大分類「学術研究、専門・技術サービス業」、中分類「学術・開発研究機関」に該当する全ての事業所、2．大分類「教育、学習支援業」、中分類「学校教育」、小分類「高等教育機関」に該当する全ての事業所（抽出枠）平成21年経済センサス－基礎調査の結果から作成した母集団名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）370 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）従業者数及び研究員数は平成25年6月1日現在、また、研究費などの財務事項は平成25年6月1日又はその直近の決算日から遡る1年間の実績 （系統）茨城県－報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年8月1日～8月31日

【調査事項】 1．研究業務実施の有無、2．従業員数、3．研究者数、4．研究に関する費用の総額、5．他事業所へ委託した研究費の総額及び内訳、6．他事業所から研究受託の有無、7．他事業所から研究受託に伴う収入総額及び内訳

【調査名】 秋田県観光客数調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年3月14日

【実施機関】 秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課

【目的】 本調査は、秋田県と市町村におけるこれまでの観光振興に関する施策の評価・効果確認や、事業の立案の基礎資料の収集、及び都道府県が相互に比較可能な信頼性の高い統計資料を作成することを目的とする。

【調査の構成】 1－観光地点等入込客数調査 調査票 2－観光地点パラメータ調査 調査票

※

【調査票名】 1－観光地点等入込客数調査 調査票

【調査対象】 （地域）秋田県全域 （単位） （属性）前年の観光入込客数が年間7千人以上又は前年の特定月の観光入込客数が3千人以上の観光地点の管理者、行祭事・イベントの実施者等 （抽出枠）観光庁「観光入込客統計に関する共通基準」に基づき、秋田県において作成した観光地点リスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）400 （配布）オンライン・その他（電話・ファクシミリ） （収集）オンライン・その他（電話・ファクシミリ） （記入）他計 （把握時）四半期ごとの月別実績 （系統）秋田県－市町村－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）5月、8月、11月、2月のそれぞれ25日～末日

【調査事項】 1. 月別の観光入込客数

※

【調査票名】 2－観光地点パラメータ調査 調査票

【調査対象】 （地域）秋田県全域 （単位）個人 （属性）秋田県内の観光地点を訪れた者 （抽出枠）秋田県において作成した観光地点等リストから11地点の観光地点を無作為抽出した上で、当該観光地点に訪れた者

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/4,000,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）5月、8月、11月、2月のそれぞれ25日～末日の休日1日 （系統）秋田県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）5月、8月、11月、2月のそれぞれ25日～末日の休日1日

【調査事項】 1. 観光入込客の居住地、2. 性別、3. 年齢、4. 日帰り・宿泊別、5. 宿泊施設、6. 旅行目的、7. 同行者数、8. 県内訪問観光地点名、9. 県内観光消費額単価

【調査名】 宿泊客満足度調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年3月18日

【実施機関】 三重県雇用経済部観光・国際局観光政策課

【目的】 本調査は、みえの観光振興に関する条例に基づき策定した三重県観光振興基本計画において、三重県への来訪者の量（観光入込客数）と質（観光客満足度）の両面に着目した目標を掲げています。宿泊客は本県にとって滞在時間が長く、経済波及効果にも大きな影響を与える貴重な訪問者であることから、宿泊客の実態や満足度を把握する基礎データを得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－宿泊客満足度調査 調査票

※

【調査票名】 1－宿泊客満足度調査 調査票

【調査対象】 （地域）三重県志摩市内 （単位）個人 （属性）三重県志摩市宿泊施設への宿泊者 （抽出枠）志摩市宿泊施設の宿泊者

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,500／9,983,000 （配布）その他（留置調査） （取集）その他（留置調査） （記入）自計 （把握時）平成24年10月27日～12月9日 （系統）三重県－民間事業者－宿泊施設－報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成24年10月27日～12月9日

【調査事項】 1. 基本属性 （1）性別、（2）年齢、2. 居住地（発地）、3. 宿泊数、4. 同行者・同行者人数、5. 旅行目的、6. 旅行先を選んだ理由、7. 来訪回数 （1）三重県、（2）当該地域、8. 消費額 （1）ツアー料金、（2）総額 ア. 交通費、イ. 宿泊費、ウ. 飲食費、エ. 買物費、オ. その他（入場料等）、9. 立ち寄り地点、10. 三重県内・当該地域内での移動手段

【調査名】 地域資源・生産者情報整備調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年3月22日

【実施機関】 三重県雇用経済部三重県営業本部担当課

【目的】 本調査は、三重県産品およびその生産者に関する情報や、生産・販売・品質管理等の実態を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1－【食品等調査票】 2－【工芸品等調査票】

※

【調査票名】 1－【食品等調査票】

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類の「農業・林業」、「漁業」及び「製造業」のうち、「食料品製造業」、「飲料・たばこ・飼料製造業」、「繊維工業」、「木材・木製品製造業」、「家具・装備品製造業」、「パルプ・紙・紙加工品製造業」、「なめし革・同製品・毛皮製造業」、「窯業・土石製品製造業」、「その他の製造業」に属する事業所（抽出枠）経済センサス母集団情報から食品等の生産者を抽出する。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,500/9,200 （配布）調査員（取集）調査員 （記入）他計 （把握時）回答時点 （系統）三重県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年5月1日～9月30日

【調査事項】 1. 生産する県産品について、生産物のカテゴリ、品名、規格、特徴、生産量など県産品の概要と、生産者の情報、生産管理体制など。

※

【調査票名】 2－【工芸品等調査票】

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類の「農業・林業」、「漁業」及び「製造業」のうち、「食料品製造業」、「飲料・たばこ・飼料製造業」、「繊維工業」、「木材・木製品製造業」、「家具・装備品製造業」、「パルプ・紙・紙加工品製造業」、「なめし革・同製品・毛皮製造業」、「窯業・土石製品製造業」、「その他の製造業」に属する事業所（抽出枠）経済センサス母集団情報から工芸品等の生産者を抽出する。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,500/9,200 （配布）調査員（取集）調査員 （記入）他計 （把握時）回答時点 （系統）三重県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年5月1日～9月30日

【調査事項】 1. 生産する県産品について、生産物のカテゴリ、品名、規格、特徴、生産量など県産品の概要、と生産者の情報、生産管理体制など。

【調査名】 中小企業基本調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年3月25日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 本調査は、「中小企業振興基本条例」に規定された県の責務を果たし、中小企業の振興に関する総合的な施策を実施するため、中小企業の現状、課題等を調査し、愛知県の施策に反映させることを目的とする。

【調査の構成】 1－中小企業基本調査 調査票

※

【調査票名】 1－中小企業基本調査 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）企業 （属性）製造業・その他の業種、卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業 （抽出枠）郵送調査については、平成21年経済センサス基礎調査の調査票データから無作為抽出。その他（職員調査）については、産業労働部の持つ企業情報や県庁来訪企業から有意抽出。（一部調査票データ）から補完）

【調査方法】 （選定）無作為抽出／有意抽出 （客体数）3,000／250,000
（配布）郵送・オンライン・その他（職員） （取集）郵送・オンライン・その他（職員） （記入）自計 （把握時）平成25年4月1日現在 （系統）愛知県－報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成25年4月下旬～12月下旬

【調査事項】 1. 設立年、2. 事業の種類、3. 従業員数、4. 経営上の問題点、5. 人材育成の方法、6. 県に期待する産業労働施策、7. 県施策の情報収集の方法、8. 地域貢献活動など

(2) 変更

【調査名】 多様化する就業形態の労働環境実態調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年3月15日

【実施機関】 長野県商工労働部労働雇用課

【目的】 本調査は、非正規労働者の処遇及び就業の実態と、短時間正社員や在宅勤務等の新しい就業形態の導入に関して、事業所及び個人を対象として課題等を把握し、労働施策に反映することを目的とする。

【調査の構成】 1－多様化する就業形態の労働環境実態調査票（事業所調査用） 2－多様化する就業形態の労働環境実態調査票（個人調査用）

※

【調査票名】 1－多様化する就業形態の労働環境実態調査票（事業所調査用）

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常用労働者10人以上を雇用する民営事業所（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）4,000/16,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年4月1日現在（系統）長野県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成25年4月1日～平成25年4月下旬

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 就業形態別性別従業員数、3年前との変化の状況、3. 就業形態別所定内実労働時間、4. 非正規労働者雇用の理由、5. 非正規労働者雇用の課題、6. 各種制度の適用状況、7. 3年後の雇用状況予測、8. 短時間正社員制度の導入状況、9. 在宅勤務制度の導入状況、10. 非正規労働についての自由記述

※

【調査票名】 2－多様化する就業形態の労働環境実態調査票（個人調査用）

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）個人 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常用労働者10人以上を雇用する民営事業所に雇用されている非正規労働者（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000/226,000（配布）

郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成25年5月1日現在（系統）調査票の配布：長野県－民間事業者－報告者所属事業所－報告者、調査票の回収：長野県－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成25年5月1日～平成25年5月下旬

【調査事項】 1. 回答者属性、2. 労働条件、3. 現在の就業形態の選択理由、4. 継続年数、5. 労働時間、6. 賃金、7. 現在の就業形態の満足度、8. 各種制度の利用状況及び認知状況、9. 希望する就業形態、10. 現在の生活の満足度、11. 現在の就業形態のメリット・デメリット、12. 短時間正社員制度の利用希望状況、13. 在宅勤務制度の利用希望状況、14. 雇用主への要望、15. 行政への要望、16. 現在の働き方についての悩みや感想

【調査名】 観光レクリエーション入込客数調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年3月18日

【実施機関】 三重県雇用経済部観光・国際局観光政策課

【目的】 本調査は、三重県内の観光レクリエーション施設等への入込客数を把握し、
三重県内観光行政の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－観光レクリエーション入込客数調査 調査票

※

【調査票名】 1－観光レクリエーション入込客数調査 調査票

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位） （属性）観光入込客が訪れる地点の管理者
（抽出枠）県で作成した観光入込客が訪れる地点名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）380 （配布）オンライン・その他（電話・ファクシミリ）
（収集）オンライン・その他（電話・ファクシミリ）（記入）他計 （把握時）観光入込客数は毎年1月1日～12月31日の月別実績、
宿泊収容力は毎年12月31日現在 （系統）三重県－市町－報告者

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年1月24日～2月24日

【調査事項】 1. 観光入込客数、2. 宿泊収容力（宿泊施設のみ）

【調査名】 岩手県生産動態統計調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年3月21日

【実施機関】 岩手県政策地域部調査統計課

【目的】 本調査は、岩手県内における鉱工業生産動向を早期かつ総合的に把握し、産業経済振興の基礎資料とするため「岩手県鉱工業生産指数」を毎月作成・公表しているが、経済産業省生産動態統計調査において本県で対象となっていない品目があることから、その実態について把握することを目的とする。

【調査の構成】 1－岩手県生産動態統計調査 調査票

※

【調査票名】 1－岩手県生産動態統計調査 調査票

【調査対象】 （地域）岩手県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類中（鉱業・採石業・砂利採取業）、製造業に属する事業所のうち、調査指定品目を生産する事業所（抽出枠）平成22年工業統計調査の結果から、製造品出荷額の多い事業所を有意抽出する。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）50／700 （配布）調査員・郵送 （収集）調査員・郵送 （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）岩手県－（統計調査員）－報告者

【周期・期日】 （周期）毎月（平成25年4月調査以降） （実施期日）翌月10日（調査員経由は翌月5日まで）

【調査事項】 1. 生産品の月間生産高及び月間出荷高並びに月末在庫高、2. 原材料の月間受入高、月間投入高、月間消費高及び他工場への引渡高並びに月末在庫高、3. 月末現在従業者数

【調査名】 奈良県宿泊統計調査（平成25年届出）

【受理年月日】 平成25年3月21日

【実施機関】 奈良県観光局ならの魅力創造課

【目的】 本調査は、奈良県内宿泊施設における宿泊者数等を四半期ごとに把握し、今後の観光施策の立案に役立てることを目的とする。

【調査の構成】 1－奈良県宿泊統計調査 調査票

※

【調査票名】 1－奈良県宿泊統計調査 調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位） （属性）奈良県内調査対象宿泊施設（抽出枠）旅館業法に基づく許可を受けている県内宿泊施設よりエリア分けしたブロック毎の無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）307/547 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）直近の四半期の実績 （系統）奈良県一民間業者－報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）四半期の翌々月20日ごろ

【調査事項】 1. 宿泊目的、2. 宿泊者数、3. 宿泊者実数、4. 宿泊者数の内訳（1）修学旅行、（2）外国人、（3）県内、（4）県外、（5）国籍別、5. 客室稼働率、など

(参考)

○基幹統計の指定

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
埋蔵鉱量統計	経済産業省	埋蔵鉱量統計は、旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計としての指定当時に比べ、国内探鉱開発政策が終了するなどにより、日本国内に埋蔵されている鉱物の埋蔵量を引き続き基幹統計として作成する重要性が低下してきており、現行の統計法（平成19年法律第53号。）第2条第4項第3号に規定する基幹統計の指定に係る要件のいずれにも該当しなくなったことから、解除するもの	H25.3.29

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計の指定内容について掲載したものである。